

板橋区特別支援教育就学支援委員会設置要綱

13 板 教 学 第 109 号

平成13年 8月31日教育長決定

(設 置)

第1条 障がいのある児童生徒の就学支援に関し、適切な教育を保障する観点から専門的調査・審議を行うため、板橋区特別支援教育就学支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、板橋区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について調査・審議を行う。

- (1) 板橋区における障がいのある児童生徒の就学支援に関すること。
- (2) 板橋区立小学校及び中学校特別支援学級の入級支援に関すること。
- (3) 板橋区立小学校及び中学校特別支援教室（STEP UP教室）の入室判定に関すること。
- (4) 東京都立特別支援学校の入級支援に関すること。
- (5) 特別支援教育の啓発活動及び振興に関すること。

2 委員会は、保護者の同意を得て、就学対象児童生徒の行動観察・相談・面接等を行うことができる。

(構 成)

第3条 委員会は、学識経験者、医師、心理学の専門家及び、教育関係職員をもって構成する。ただし、教育長が必要と認めたときは、福祉関係職員その他の、委員会の調査・審議に関係する者から意見を聴取することができる。

(委 嘱)

第4条 委員会の委員は、教育長が委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第6条 教育長が委員会を招集し、会議を開催するものとする。

2 委員会の活動は、必要に応じて小学校、中学校それぞれの関係者毎に行うことができる。

3 教育長は、第1項の規定にかかわらず、事案の概要を記載した書面を委員に送付した上で、書面で意見を徴することをもって会議を開催することができるものとする。

(会議の公開)

第7条 付属機関等の会議の公開に関する基準（平成15年3月24日板企政第66号）第

3条第3号により、会議を非公開とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に、委員長及び副委員長をおく。

2 委員長は、小学校特別支援学級設置校長会の会長があたり、小学校に係わる委員会の活動を総括する。

3 副委員長は、中学校特別支援学級設置校長会の会長があたり、中学校に係わる委員会の活動を総括する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務の遂行上知り得た個人情報及び守秘事項を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育支援センターが処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、令和6年5月1日から施行する。